

# 山梨県公報

第二千六百四十四号

平成二十二年

八月九日

月 曜 日

四六・六

## 目次

道路の区域変更(二件)……………四七三

公告……………四七三

平成二十二年製菓衛生師試験の実施……………四七三

公安委員会……………四七三

技能検定員等審査の実施……………四七四

## 告示

### 山梨県告示第二百六十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十二年八月三十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十二年八月九日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲府市川三郷線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
中央市西花輪字古宮四五八八番の二地先から 中央市東花輪字上西河原一五番の七地先まで	六・七 一三・八	七・七		一五二・五

山梨県告示第二百六十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十二年八月三十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十二年八月九日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 葦崎南アルプス中央線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
中央市西花輪字古宮四四六四番の三地先から 中央市東花輪字上西河原八番の四地先まで	六・七 一五・二	一一・五 三九・四		一九二・三

## 公告

●平成二十二年製菓衛生師試験の実施

製菓衛生師法(昭和四十一年法律第一百五号)第四条第一項の規定により、平成二十二年製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

平成二十二年八月九日

山梨県知事 横内正明

- 一 試験の日時
  - 二 試験場所
- 平成二十二年十二月一日(水)午前九時から正午まで

甲府市丸の内一丁目五番四号 恩賜林記念館大会議室（舞鶴城公園内）

三 試験科目

- 1 衛生法規
- 2 公衆衛生学
- 3 食品学
- 4 食品衛生学
- 5 栄養学
- 6 製菓理論及び実技

四 受験資格

次のいずれかに該当する者

- 1 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者（旧国民学校令（昭和十六年勅令第四百十八号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校の二年の課程を修了した者又は製菓衛生師法施行規則（昭和四十一年厚生省令第四十五号）附則第二項で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者を含む。以下同じ。）であつて、厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において一年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの
- 2 学校教育法第五十七条に規定する者であつて、一年以上菓子製造業に従事したものの
- 3 製菓衛生師法の施行の際現に菓子製造業に従事している者（学校教育法第五十七条に規定する者を除く。）であつて、菓子製造業に従事した期間が、製菓衛生師法の施行の日において三年を超えているもの又は同法の施行の日後三年を超えるに至つたもの
- 五 受験願書の提出方法  
住所地为所管する保健福祉事務所（保健所）（支所を含む。以下同じ。）に提出すること。ただし、山梨県外に住所を有する者は、山梨県福祉保健部衛生薬務課に提出すること。
- 六 受験願書の受付期間  
平成二十二年十月四日（月）から同月八日（金）までの毎日、午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分まで。ただし、郵送による場合は、書留郵便とし、十月八日までの消印のあるものは有効とする。

七 提出書類

- 1 受験願書
- 2 履歴書

- 3 四に掲げる受験資格を有することを証明する書類
- 4 写真（出願前六月以内に撮影した名刺型（縦九センチメートル、横五・五センチメートル）、無帽、正面上半身のもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したものの）一枚
- 5 製菓衛生師試験基準（平成十二年厚生省告示第二百七十号）により試験科目の免除を受けようとする者にあつては、当該免除を受ける資格を有することを証明する書類

八 受験手数料

九千四百円（受験願書に九千四百円に相当する額面の山梨県収入証紙をはり付け、消印はしないこと。）

手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかつた場合でも還付しない。

九 合格者の発表

平成二十二年十二月十七日（金）正午に県庁東側及び県内各保健福祉事務所（保健所）の掲示板並びに県ホームページにおいて受験番号で発表する。

十 問い合わせ先

受験手続その他に関しては、最寄りの保健福祉事務所（保健所）又は山梨県福祉保健部衛生薬務課（電話〇五五 二二三 一四八九）に問い合わせること。

公安委員会

●技能検定員等審査の実施

道路交通法（昭和三十五年法律第五号。以下「法」という。）第九十九条の二第四項第一号イの規定による技能検定に関する技能及び知識について行う審査（以下「技能検定員審査」という。）及び法第九十九条の三第四項第一号イの規定による自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識について行う審査（以下「教習指導員審査」という。）を次のとおり実施する。

平成二十二年八月九日

山梨県公安委員会

委員長 櫻 井 洋

一 審査の種類

1 技能検定員審査

大型自動車免許、中型自動車免許、普通自動車免許、特定第一種運転免許（大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及びけん引免許をいう。以下同じ。）及び大型自動車第二種免許等（大型自動車第二種免許、中型自動車第

二種免許及び普通自動車第二種免許をいう。以下同じ。）に係る各技能検定員審査  
2 教習指導員審査

大型自動車免許、中型自動車免許、普通自動車免許、特定第一種運転免許及び大型自動車第二種免許等に係る各教習指導員審査

二 審査日時及び場所

1 審査日時

平成二十二年九月十三日（月）、九月十五日（水）及び九月十七日（金）の午前九時から午後五時まで

2 審査場所

山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県総合交通センター

三 受付期間及び場所

1 期間

平成二十二年八月十六日（月）から平成二十二年八月二十七日（金）まで

2 場所

山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部運転免許課教習所指導係

四 審査内容

1 技能検定員審査

技能検定に関する技能及び知識

2 教習指導員審査

教習に関する技能及び知識

五 審査手数料

1 技能検定員審査

(一) 大型自動車免許及び中型自動車免許  
二万四千七百円

(二) 普通自動車免許  
二万五百円

(三) 特定第一種運転免許  
一万四千円

(四) 大型自動車第二種免許等  
二万二千四百五十円

2 教習指導員審査

(一) 大型自動車免許及び中型自動車免許  
一万五千六百五十円

(二) 普通自動車免許  
二万五千三百円

(三) 特定第一種運転免許  
九千五百円

(四) 大型自動車第二種免許等  
一万三千三百円

(二) 普通自動車免許  
一万二千五百円

(三) 特定第一種運転免許  
九千五百円

(四) 大型自動車第二種免許等  
一万三千三百円

なお、山梨県収入証紙により納付すること。

六 その他

1 審査申請、内容、手続等についての詳細は、山梨県警察本部交通部運転免許課（電話〇五五（二八五）〇五三三内線五九二）に問い合わせること。

2 技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書を提出するとともに、その受けようとする審査に係る運転免許証を提示すること。

大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、当該審査の種類に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証を提示すること。

なお、審査細目の免除者は、免除該当であることを証明するものを添付し、申請すること。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番